

連 結 業 務 報 告 書 第 年 度 (年 月 日から 年 月 日まで) 共済農業協同組合連合会名 所在地
--

年 月 日
殿 共済農業協同組合連合会名 代表理事理事長 氏名 所在地 年 月 日から 年 月 日まで当連合会及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概況
- 2 子会社等の状況

第2 連結貸借対照表

第3 連結損益計算書

第4 連結剰余金計算書

第5 連結キャッシュ・フロー計算書

第6 連結注記表

(記載上の注意)

- 1 連結業務報告書の各様式に記載する金額単位は百万円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。
- 2 連結業務報告書に記載する構成比率等は、小数点第3位以下を切り捨て小数第2位までを記載すること。
- 3 農業協同組合連合会(以下連結業務報告書において「連合会」という。)及び子会社等(農業協同組合法(以下連結業務報告書において「法」という。)第54条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下連結業務報告書において同じ。)の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

第1 事業概況書

第 年 度 (年 月 日から
年 月 日まで) 事業概況書

1 事業の概況

(記載上の注意)

連合会及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事

由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1 「子会社」とは法第11条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは第203条第1号に規定する子法人等であるもの(法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。)を、「関連法人等」とは第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下連結業務報告書において同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

第2 連結貸借対照表

第 年 度 (年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金		共済契約準備金	
預金		諸引当金	
コールローン		退職給付に係る負債	
金銭の信託		その他負債	
金銭債権		価格変動準備金	
有価証券		繰延税金負債	
貸付金		負 債 の 部 合 計	
運用不動産		(純 資 産 の 部)	
有形固定資産		出資金	
無形固定資産		資本剰余金	
業務用固定資産		利益剰余金	
有形固定資産		子会社の所有する親連合会出	△
建物		資金	
土地		会 員 資 本 合 計	
リース資産		その他有価証券評価差額金	
建設仮勘定		繰延ヘッジ損益	
その他の有形固定資産		為替換算調整勘定	
無形固定資産		退職給付に係る調整累計額	
のれん		評価・換算差額等合計	

リース資産		非支配株主持分	
その他の無形固定資産		純資産の部合計	
外部出資			
その他資産			
〇〇〇〇			
退職給付に係る資産			
繰延税金資産			
繰延資産			
貸倒引当金	△		
外部出資等損失引当金	△		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 連合会の子会社等である保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5(「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1)を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3 連結損益計算書

第 年度 (年 月 日から) 連結損益計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	×××
直接事業収益	×××
共済契約準備金戻入額	×××
財産運用収益	×××
利息及び配当金収入	×××
金銭の信託運用益	×××
有価証券売却益	×××
有価証券評価益	×××

有価証券償還益	×××	
その他の運用収益	×××	
その他経常収益		×××
経常費用		×××
直接事業費用	×××	
共済契約準備金繰入額	×××	
財産運用費用	×××	
有価証券売却損	×××	
有価証券評価損	×××	
有価証券償還損	×××	
その他の運用費用	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
価格変動準備金繰入額	×××	
事業普及費	×××	
事業管理費	×××	
その他経常費用	×××	
経常利益(又は経常損失)		×××
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
異常危険準備金取崩額	×××	
価格変動準備金取崩額	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損損失	×××	
その他の特別損失	×××	
税金等調整前当期剰余(又は税金等調整前当期損失)		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
契約者割戻準備金繰入額		×××
当期利益(又は当期損失)		×××
非支配株主に帰属する当期利益(又は非支配株主に帰属する当期損失)		×××
当期剰余金(又は当期損失金)		×××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の

科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第4 連結剰余金計算書

第 年度 (年 月 日から) 連結剰余金計算書
 (年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	
2 資本剰余金増加高	
・ ・ ・	
3 資本剰余金減少高	
・ ・ ・	
4 資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	
2 利益剰余金増加高	
当期剰余金	
・ ・ ・	
3 利益剰余金減少高	
配当金	
・ ・ ・	
4 利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 連結キャッシュ・フロー計算書

第 年度 (年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
 (年 月 日まで)

[直接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
共済掛金等収入	
共済金支払による支出	
払戻金支払による支出	

<p> 返戻金支払による支出 再保険料収入 再保険料支払による支出 事業普及費・事業管理費の支出 事業分量配当金の支払額 ・・・・・・・・・・ 小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者割戻金の支払額 法人税等の支払額 ・・・・・・・・・・ 事業活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> 2 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減(△) 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 金銭債権の取得による支出 金銭債権の売却・償還による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入 ・・・・・・・・・・ 2①小計 (1+2①) 運用不動産の取得による支出 運用不動産の売却による収入 業務用固定資産の取得による支出 業務用固定資産の売却による収入 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人 等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人 等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・・・ 投資活動によるキャッシュ・フロー </p>	
<p> 3 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 </p>	

借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資の払戻しによる支出 出資配当金の支払額 非支配株主への配当金支払額 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

[間接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科	目	金	額
1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	税金等調整前当期剰余(又は税金等調整前当期損失)		
	運用不動産減価償却費		
	業務用固定資産減価償却費		
	減損損失		
	支払備金の増減額(△は減少)		
	責任準備金の増減額(△は減少)		
	契約者割戻金据置利息繰入額		
	貸倒引当金の増減額(△は減少)		
	退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		
	その他引当金の増減額(△は減少)		
	価格変動準備金の増減額(△は減少)		
	利息及び配当金等収入		
	有価証券関係損益(△は益)		
	支払利息		
	運用不動産動産関係損益		
	業務用固定資産関係損益(△は益)		
	持分法による投資損益		
	その他資産(投資活動関連及び財務活動関連を除く。)の増減額(△は増加)		
	その他負債(投資活動関連及び財務活動関		

<p>連を除く。)の増減額(△は減少) 事業分量配当金の支払額 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者割戻金の支払額 法人税等の支払額 事業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減(△) 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 金銭債権の取得による支出 金銭債権の売却・償還による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 外部出資による支出 外部出資の売却等による収入 2①小 計 (1+2①) 運用不動産の取得による支出 運用不動産の売却による収入 業務用固定資産の取得による支出 業務用固定資産の売却による収入 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人 等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人 等の株式の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 出資の増額による収入 出資の払戻しによる支出</p>	

出資配当金の支払額 非支配株主への配当金支払額 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子 法人等の株式の取得による支出 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子 法人等の株式の売却による収入 ・・・・・・・・・・ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6 現金及び現金同等物の期首残高	
7 現金及び現金同等物の期末残高	

(注1) 2①は、財産運用活動によるキャッシュ・フローをいう。

(注2) (1+2①)は、事業活動によるキャッシュ・フローと財産運用活動によるキャッ
シュ・フローの合計をいう。

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

第6 連結注記表

(記載上の注意)

以下の事項につき、一覧できるよう記載すること。

項 目	注 記 事 項
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	連合会及びその子会社等について連結して作成する連結計算書類に関する下記の事項を記載すること。 (1) 連結の範囲に関する事項 (2) 持分法の適用に関する事項 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 (4) のれんの償却方法及び償却期間 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
継続組合の前提に関する注記	1 第4章第3節第5款(第127条第1項第9号及び第128条第

重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1号を除く。)に規定する事項に準じて記載すること。</p> <p>2 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうちに連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要についても記載すること。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。</p>
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬 ^{びやう} の訂正に関する注記	
連結貸借対照表に関する注記	
連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	